

平成30年第1回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

平成30年2月9日 開会

平成30年2月26日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

平成30年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成30年2月9日

1 出席議員

1番	鈴木敏文君	2番	田畑毅君
3番	山田広宣君	4番	中山和夫君
5番	ますだよしお君	6番	常泉健一君
7番	吉野繁徳君	8番	鵜野澤一夫君
9番	市原重光君	10番	中村義徳君
11番	阿井市郎君	12番	中村秀美君
13番	板倉正道君	14番	大多和秀一君
15番	月岡清孝君	16番	池沢俊雄君
17番	板倉正勝君	18番	松野唱平君

2 欠席議員

なし

3 説明員

管理者	田中豊彦君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	市原武君	副管理者	小高陽一君
副管理者	林和雄君	副管理者	清田勝利君
副管理者	平野貞夫君	病院事業者 管理業者	桐谷好直君
教育長	内田達也君	事務局長	伊藤徹君
消防長	高山稔治君	水道部長	石川明君
長生病院長 事務部長	片岡修君	事務局次長 (医療民生課長)	関谷英樹君
消防本部次長 (消防本部警防課長)	東條秀明君	水道部次長	大森茂雄君
事務局副参事 (環境衛生課長)	河野良一君	水道部副参事 (水道部管理課長)	渡辺義一君
事務局局長	手塚和夫君	消防本部長	中村光廣君
消防本部長	丸幸夫君	長生病院長	白井康史君
温水センター長	齊藤精一君	環境衛生所 センター所長	丸登美夫君
長南聖苑所長	林紀行君	視聴覚教材 センター所長	伊東和彦君

会計管理者 土屋 勉 君

4 事務局職員

議 事 局 会 長 今 井 孔 才 書 記 秋 葉 正 人
書 記 石 井 雄 亮

議 事 日 程

平成30年2月9日 午前10時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長の選挙
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第 1号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第 2号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 3号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 4号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 5号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算
- 第12 議案第 6号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算
- 第13 議案第 7号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算
- 第14 議案第 8号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算
- 第15 議案第 9号 長生郡市広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第10号 長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

- 第17 議案第11号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第14号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第15号 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第16号 長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第17号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第18号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第19号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第26 議案第20号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第27 議案第21号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第28 休会の件

○副議長（鈴木敏文君） おはようございます。

茂原市の鈴木でございます。諸般の事情によりまして、副議長が開会をいたします。

開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

昨年の12月の白子町議会議長の改選に伴い、組合格約第5条第2項の規定により、議長職議員として、板倉正道議員が本組合の議員となりました。今後のご活躍をご期待申し上げます。

本日、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

午前10時00分開会

○副議長（鈴木敏文君） ただいまから、平成30年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は全員であります。よって、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開き、今定例会の運営等について協議をいただきましたので、その内容について、議会運営委員会委員長より報告を願います。

中山和夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（中山和夫君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、平成30年第1回定例会の日程及び会議の運営方法につきまして協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本定例会の議事日程を配付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、本日の日程について申し上げます。

日程第1といたしまして、議席の指定を行います。

日程第2としまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第3としまして、会期の決定を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日9日から26日までの18日間としたいと思っております。また、会期の内容でございますが、明日10日から25日までは休会とし、26日に本会議をお願いしたいと存じます。

日程第4は、議長の選挙を行います。

日程第5は、常任委員会委員の選任を行います。

日程第6は、専決処分の承認を求めるものであります。

日程第7から日程第27は、議案21件の上程があり、各々説明を受けた後に、その審議を行います。このうち、議案第5号から議案第8号までの平成30年度各会計予算につきましては、質疑後、所管の常任委員会に審査を付託し、休会中に審査をお願いいたします。そして、26日の本会議において、委員会報告後、採決するようにお願いをいたします。なお、この平成30年度予算以外については、委員会付託を省略し、質疑後、本日採決するよう、お願いいたします。

最後に、日程第28といたしまして、休会の件を行います。

次に、26日の日程について申し上げます。

日程第1としまして、付託案件の総括審議を行います。

日程第2は、閉会中の所管事務調査申し出の件であります。

以上で全日程が終了となります。

なお、採決の方法は起立によりお願いをいたします。

以上が、本定例会の運営に関する協議、決定事項であります。議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○副議長（鈴木敏文君） ご苦労さまでした。

以上で議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

本日の議事日程を報告いたします。

日程は、先ほど議会運営委員長から報告のあったとおりですので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、本職において指定します。

13番に板倉正道君を指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定によって、本職において指名いたします。

3番、山田広宣君、4番、中山和夫君の両名を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本

日から26日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(鈴木敏文君) 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日9日から26日までの18日間とすることに決定いたしました。

日程第4、議長の選挙を議題といたします。

ただいま、組合議長が空席となっておりますので、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(鈴木敏文君) 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推薦に決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(鈴木敏文君) 異議なしと認めます。

したがいまして、本職において指名することに決定しました。

議長に阿井市郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました阿井市郎君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(鈴木敏文君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました阿井市郎君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました阿井市郎君が議長におりますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

阿井市郎君に当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○議長(阿井市郎君) ただいま議員各位のご推挙いただきました。議長を拝命させていただくことになりました阿井市郎でございます。

もとより、浅学菲才であり、身に余る光栄であるとともに責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。微力ではありますが、皆様のご指導、ご理解、ご鞭撻をいただき、

重責を果たさせていただきたいと思います。どうか皆様の温かいご指導をいただき、重責を果たさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

就任に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（鈴木敏文君） ただいま、議長が決まりましたので、議長と交代いたします。阿井議長は議長席をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

（鈴木副議長と阿井議長交代）

○議長（阿井市郎君） 会議を続けます。

日程第5、常任委員会委員の選任を議題といたします。

委員の選任は、議会委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名いたします。

13番、板倉正道君を総務常任委員会委員に指名いたします。

お諮りいたします。

板倉正道君を総務常任委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

ここで、管理者から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 平成30年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄、大変お忙しい中、本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろより、広域行政の進展にご理解、ご協力を賜わり、重ねて感謝を申し上げる次第であります。

さて、先ほど、議長よりご報告がありましたが、昨年12月、白子町の議会定例会におきまして議会議長の改選があり、議長職議員として板倉正道議員が選出され、当組合議員に就任されました。板倉議員におかれましては、広域行政進展のため、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、先ほど、議長の改選があり、新議長に阿井市郎議員が就任されました。今後の広域組合議会の運営にご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、前議長で組合議員を退任されました白子町の大多和正之議員におかれましては、広域組合議会の運営に多大なるご尽力をいただきましたことに衷心より御礼を申し上げるとともに、今後のご活躍をご祈念いたします。

一方、執行部におきましては、長南町において任期満了に伴う首長選挙があり、平野貞夫町長が再任、再選されました。

私どもは、それぞれ広域組合の管理者、副管理者として、その職務に専念していく所存でありますので、議員各位におかれましては、今後とも、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ここで、行政報告をさせていただきたいと存じます。

環境衛生の関係でございますが、汚泥再生処理センター建設工事につきましては、地中障害物の撤去作業などに不測の日数を要したため、本体工事が遅延しており、今年度中の完成が見込めなくなったことから、事業費予算の繰り越し手続きを行いまして、工期を7月まで延長して事業を実施することとなりました。今後とも、工事進捗状況を精査し、早期竣工を目指し鋭意努力してまいりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、公立長生病院の関係でございますが、懸案となっております医師不足の解消につきましては、依然として大変厳しい状況が続いております。平成29年度は、昨年4月に泌尿器科医師1名を採用し、20名体制で運営してまいりましたが、12月に外科医師1名が退職し、現在は19名体制での診療となっております。また、千葉県医師不足病院医師派遣促進事業を利用して、内科医師1名の派遣を交渉してまいりましたが、残念ながら不調に終わっております。今後とも、公立長生病院は圏域内唯一の公立病院でありますので、この地域に暮らす人々が安心して、よりよい医療を受けられる病院であり続けるため、医師確保対策に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、ご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、平成30年度予算を初めといたします重要な議案の審議をお願い申し上げます。まず私から、平成30年度広域行政の運営方針と新年度予算の概要を申し上げます。

我が国の経済は、経済対策など各種政策の推進等により雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いていくことが見込まれています。しかしながら、現在、国の財政は、人口減少や少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増大により、歳出が伸び続けている一方、税収は伸び悩み、近年では歳入の半分を借入金に依存せざるを得ない状況が恒常的に続いてお

ります。

地方財政についても、税収の伸び悩みや少子高齢化、人口減少、社会保障、保健医療対策等による地方負担の増や、高度成長期に整備してきた公共施設の老朽化など、さまざまな問題を抱え、依然として大変厳しい状況にあります。

組合の運営に当たりましては、こうした状況を十分に踏まえ、事務事業の改善に取り組むとともに、更なる経費の節減を図りながら、事業の効率化を推進してまいり所存であります。当組合は、地域住民の生活に直結する行政分野を担っており、近年、住民からの要望は複雑多様化しているところでありますが、生活環境の保全とごみの減量化推進、ごみ処理施設等各種施設の安全で確実な運営、また、消防・災害対応の充実、水道水の安全で安定した供給、救急医療体制の整備、地域の中核医療を担う公立長生病院の充実など、組合に求められる事業の安定的かつ確実な運営に努めまして、住民の負託に応えてまいり所存であります。

ここで、平成30年度の各会計に係わる予算の概要について、事業ごとに申し上げます。

現在、長引く財政状況の悪化に直面し、多くの自治体が徹底した歳出削減に取り組んでいる中、組合といたしても、構成市町村の財政状況並びに組合事業の将来展望を十分に踏まえ、組合設立の本旨を再認識し、市町村負担金の軽減を図ることを念頭に置き、各部署が事業の優先順位を選択し、各種経費を見直し、効率的で実効性の高い予算編成といたしました。

初めに、一般会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億465万円余を計上いたしました。ごみ焼却施設基幹的設備改良工事や新最終処分場建設事業等、大規模な施設整備事業の開始がありますが、汚泥再生処理センター事業、長生分署建設事業などの終了により、前年度当初予算と比較して23.8%の減額となりました。今後とも、圏域住民の要望に沿えるよう、一般廃棄物の処理を円滑に進めるとともに、救急医療体制及び消防業務等の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別会計火葬場・斎場事業費予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,355万円余を計上いたしました。人事異動及び給与改定等による人件費、施設の開設から19年が経過し、老朽化が著しい火葬設備の修繕料や工事費が増加したことなどにより、前年度当初予算と比較して10.2%の増額となりました。今後とも、火葬業務に支障を来さぬよう、細心の注意を払い、施設管理に留意しながら円滑な運営を図ってまいり所存であります。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

本圏域の水道普及率は96%を超えており、水道は圏域住民の生活、各種社会経済活動に欠くことのできない基盤施設として発展、定着してまいりました。近年では、給水人口の減少と節水意識の高まり及び節水機器の普及などを背景に、水需要は減少傾向にあります。こうした中、平成30年度予算の業務の予定量は、給水戸数6万2,000戸、給水人口14万3,000人、年間総給水量を1,896万立方メートルと見込みました。収益的収支につきましては、収益的収入を50億6,000万円余と見込み、収益的支出を50億円余といたしました。また、資本的収支は、資本的収入を8億5,000万円余とし、資本的支出を17億4,000万円余といたしました。常に安全で安心して飲むことのできる水の安定供給に向け、引き続き施設の耐震化や配水管などの老朽施設の更新事業を進めてまいります。

次に、病院事業会計予算について申し上げます。

平成30年度予算の業務の予定量は、入院患者数を前年度比5.3%減の3万9,000人余、外来患者数を前年度比0.5%増の9万人余と見込みました。収益的収支につきましては、病院事業収益を前年度比0.2%増の37億3,000万円余、病院事業費用を前年度比0.9%増の37億2,000万円余といたしました。また、資本的収支は、資本的収入を2億円余とし、資本的支出を3億4,000万円余といたしました。今後とも、圏域内唯一の公立病院としてその役割を果たすべく、更なる企業努力により一層の経営健全化に努めるとともに、地域住民のニーズに沿った地域医療の提供を行っていく所存であります。

以上、平成30年度の施策並びに新年度予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

また、そのほかの議案につきましては、それぞれ担当から説明をいたしますので、議員各位におかれましては慎重なるご審議をいただき、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、議会定例会に当たりましての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（阿井市郎君） ご苦労さまでした。

以上で、管理者の挨拶は終わりました。

日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高山消防長。

○消防長（高山稔治君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、消防団の交通事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第

292条の規定により準用する同法179条の第1項規定により、去る平成29年12月26日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

事故の概要でございますが、資料の3ページをお開きください。

平成29年7月2日、長南町芝原で発生した建物火災に、第9支団第1分団第2部の消防団員3名が消防団車両で出動、火災現場へ向けて走行し、午後6時49分ごろ、長南町給田300先路上、信号機のある交差点に赤信号で進入したところ、左側より走行してきた普通乗用車と衝突事故を起こし、普通乗用車に損傷を与えるとともに、乗車していた女性2名を負傷させたものでございます。

普通乗用車の損害状況ですが、消防団車両左側側面タイヤ付近に正面から衝突したため、フロントガラス及びボンネット部分が大破し、走行不能となりました。

乗車していた女性2名の怪我の状態ですが、衝突の衝撃による打撲で、運転席の女性は頸部及び左足の痛み、また、助手席の女性は胸部及び右足痛みを訴えておりましたが、両名とも意識は清明でありました。

消防団車両の後部座席に乗車していた消防団員が直ちに救急要請し、負傷した女性2名は勝浦市にある塩田病院に救急搬送され、検査、治療したところ、幸い命には別状ありませんでした。

次に、消防団車両の被害状況ですが、助手席側ドア付近の変形及び積載されていた小型ポンプの破損がありました。

また、消防団車両に乗車していた団員3名は長柄町にある塩田記念病院に救急搬送され、検査、治療したところ、命に別状はなく、運転していた団員は胸部及び右膝打撲、助手席の団員は左前額部挫創、後部座席の団員は頭部打撲と、いずれも軽症でありました。

組合は直ちに、当該車両が保険加入する一般財団法人全国自治協会に事故報告をするとともに、事故の交渉手続を依頼しました。

その後、相手方との交渉が進められ、事故の状況が明らかとなりました。消防団車両は、災害出場中にもかかわらず、サイレンは鳴らしていたものの、赤色灯スイッチを押していなかったことで赤色灯が作動していない状態で走行し、信号機のある交差点に赤信号で進入したことにより、事故を起こしたことが判明しました。

道路交通法施行令では、緊急走行時には赤色灯の点灯、サイレンの吹鳴、2つの要件を満たすことで緊急自動車と認められるため、今回の事故の状況から、結果的に、消防団車両が

緊急車両と認められなかったことによって、消防団車両の過失割合が100%となったものです。

全国自治協会を通じて示談交渉を進めた結果、物損事故に対する賠償額として183万7,696円、また、被害者2名に対する人身賠償として53万611円、合計で236万8,307円を支払う内容の最終的な和解案の提示が平成29年12月13日にありました。

組合では、本件についての議会招集について検討したところでございますが、既に第3回定例会を終えており、構成市町村の議会日程及び年末による日程調整が困難であったこと、また、組合側に一方的な過失がある交通事故であり、被害者救済の観点から迅速な和解が求められたことから、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

なお、賠償額につきましては、車両賠償及び医療費等支払期日のあるものについては、その都度、保険会社から保険金で補填されていたため、全体の賠償額236万8,307円のうち、既払い金213万1,201円を除く23万7,106円が、最終的な和解成立後に保険金により支払われたものでございます。

本事故については、消防団の緊急走行及び安全運転に対する認識の欠如が引き起こした事故であり、本来であれば住民を守るべき消防団員がこのような事故を起こしたことはまことに遺憾であり、関係各位に大変なご迷惑かけたことを深くおわび申し上げます。

組合としては、今回の事故を重く受けとめ、このような事故を引き起こさないよう、再発防止のため、事故翌日に支団長以上役員会議を開催し、災害出場時の注意事項を各部に文書により通達し、昨年9月には茂原警察署の職員を招いて交通安全運転の講和を実施しました。実際の緊急走行時の映像及び消防団車両サイレンスイッチ操作の映像の視聴も実施いたしました。

また、事故車両を運転していた団員には、消防団長、地元支団長から厳重注意をするとともに、所属部上席団員による操作スイッチ等の直接指導を実施しました。

今後とも、関係者の協力を得ながら、安全運転対策等の指導を継続して実施しまして、再発防止に努めてまいります。

以上が専決処分の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（阿井市郎君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている案件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質問の回数は、会議規則第56条の規定により、2回までといたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) 討論なしと認めます。なければ討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿井市郎君) 起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第1号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)、日程第8、議案第2号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業補正予算(第1号)、日程第9、議案第3号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)、日程第10、議題第4号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算(第1号)を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) 異議ないものと認め、この4件を一括議題といたします。

初めに、議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤徹君） 議案第1号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,175万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億8,417万3,000円にしようとするものでございます。

その主な内容でございますが、見込みによる人件費の精査、過年度分市町村負担金精算金の還付や基金への積み立て、介護認定審査システムのプログラム変更委託の増額、また、総務費、衛生費、消防費の見込みによる減額や節の組みかえ及び財源更正などの補正をしようとするものでございます。

それでは、その概要を歳出から申し上げます。11ページをお開きください。

初めに、人件費についてですが、今年度の見込みを精査し、過不足を生じた費目について、それぞれ補正しようとするものでございます。人事異動及び給与・共済制度の改定等により、11ページ総務費から、13ページ消防費までの人件費全体で527万円の減額をするものです。詳細につきましては15ページから16ページの給与費明細書に記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

11ページにお戻りください。

次に、過年度分の市町村負担金の精算についてですが、精算金のうち、清掃費分を一般廃棄物処理施設建設基金へ積み立てる意向のある町村分、3,078万2,000円を除いた一般負担金を総務管理費の諸費から、また、市町村の特別会計により経理されている介護認定審査会費から、及び特別負担金を財源としている非常備消防施設費の3つの費目から還付しようとするものです。

2款総務費、1項総務管理費、4目諸費からは9,145万9,000円、3款民生費、1項介護認定費、1目介護認定審査会費から、精算金に不足を生じた茂原市、睦沢町、長柄町を除く4町村に67万6,000円、14ページになりますが、5款消防費、1項消防費、4目非常備消防施設費から、精算金に不足を生じた一宮町を除いた6市町村に681万6,000円、合計9,895万1,000円を精算金として、それぞれ市町村へ還付するものです。負担金精算の各費目、市町村別の詳細につきましては、議案書31ページに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、その他の補正内容ですが、再び11ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、人件費の補正のほか、12

節役務費の保険料は、汚泥再生処理センターの完成が次年度に延期となったことに伴い、今年度中の火災保険料は不要となる見込みとなり49万7,000円、14節使用料及び賃借料は、給与電算システム借り上げ料等の執行に伴い、83万4,000円を減額するものでございます。

3款民生費、1項介護認定費、1目介護認定審査会費でございますが、人件費の補正、市町村負担金の精算還付のほか、13節委託料で、平成30年4月施行の介護保険法の改正に伴い、介護認定システムプログラムの変更が必要となったことにより301万4,000円を増額し、14節使用料及び賃借料で、介護認定システム賃借料の執行に伴い、27万2,000円を減額するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目夜間急病診療所費は、15節工事請負費で、長生郡市保健センター外部排水設備改修工事の執行に伴い140万9,000円を減額し、18節備品購入費で超音波診断装置の購入として、同額を増額する組みかえを行うものでございます。現在使用している超音波診断装置は、今年度に入り画像に線が入るなどの不具合が発生しており、出動医や医師会から「誤診の原因ともなるため、早急に交換してもらいたい」との要望があること、また、製造から10年が経過し修理が不能であり、診療に支障を来すおそれがあることから、機器の変更をしようとするものでございます。

3目温水センター屋外施設費は、13節委託料で、屋外施設管理業務の執行に伴い45万4,000円を減額し、15節工事請負費で、スポーツ運動広場トイレ改修工事として、同額を増額する組みかえを行うものです。地元長寿会等、施設利用者からの要望により、便器を洋式化するとともに、床、ドア等の改修をしようとするものです。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費は、人件費の補正のほか、13節委託料で新最終処分場候補地選定支援等業務委託の執行に伴う減として、1,134万4,000円を減額するものでございます。

3目可燃物処理費は、人件費の補正のほか、執行に伴う減として、11節需用費のうち消耗品費、薬品費で1,060万円、12節役務費の手数料で60万円、13節委託料で181万8,000円、15節工事請負費で289万5,000円を、見込みにより減額するものでございます。

次に13ページ、5目最終処分場費は、人件費の補正のほか、執行に伴う減として、11節需用費の光熱水費、薬品費で571万5,000円、13節委託料で40万円、15節工事請負費で132万1,000円を見込みにより減額し、16節原材料費で、エコパーク長生において、今年度の埋め立て場所の形状や浸出水対策としてのり面整形が必要となったことで覆土用の山砂が不足す

ることから、145万9,000円の増額をするものでございます。

7目新し尿処理場建設費は、汚泥再生処理センターの工事延期による工期延長のため事業が繰り越しとなることから、11節需用費の光熱水費で、試運転期間が減少することに伴い200万円の減額、また、13節委託料で、汚泥再生処理センターの竣工記念式典設営等業務委託として計上していた51万7,000円を減額しようとするものです。竣工記念式典設営等業務委託は、当初予算では75万4,000円を計上しておりましたが、同節で計上しておりましたし尿処理場解体設計見直し等業務委託において、アスベスト含有資材の使用があり、検査箇所が増えたことにより、当初予算額から23万7,000円の不足が生じ、流用したことから51万7,000円の減額となるものです。また、汚泥再生処理センター建設事業で、性能発注方式による設計が確定したことにより、国庫支出金や組合債、市町村負担金の財源更正をするものでございます。

8目一般廃棄物処理施設建設基金費は、平成28年度市町村負担金精算金のうち、清掃費について構成市町村の意向により3,078万2,000円を、また、基金の利子として1万2,000円を積み立てしようとするもので、3,079万4,000円の増額をするものです。

5款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、人件費の補正のほか、13節委託料で、PCB産業廃棄物の処理業務委託料が不足したことにより35万7,000円を増額し、19節負担金補助及び交付金で、救急救命・病院実習研修負担金の減等の見込みにより、同額を減額する組みかえを行うものです。

2目非常備消防費は、充当財源の更正でございます。当初、消防団の加入啓発のための懸垂幕や、成人式の会場等で配布するクリアファイル等の作成費の財源として計上しておりました千葉県地域防災力向上総合支援補助金が事業費の減により減額となりましたが、消防団新入団員用活動服一式等で消防防災施設強化事業補助金、中継槽33基に一般財団法人自治総合センターから宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ助成事業助成金が採択されたことから、財源更正をするものでございます。

次に、3目常備消防施設費は、自家用発電機保守点検業務委託や高規格救急自動車購入などの執行による差金として、13節委託料で104万9,000円、18節備品購入費で147万9,000円を減額するものです。また、高規格救急車や支援車Ⅱ型の事業費の減に伴い、組合債や市町村負担金の減額を伴う財源更正をするものでございます。なお、23節償還金利子及び割引料は、平成23年度から24年度に整備した消防救急無線設備工事に係る損害賠償金の精算として、事業に対する助成を受けた公益財団法人千葉県市町村振興協会及び構成市町村に精算還付する

ものです。

14ページをお開きください。

次に、4目非常備消防施設費は、消防機庫建設の延期や防火水槽撤去工事の中止、また、消防車両等購入の執行による差金として、13節委託料で321万6,000円、15節工事請負費88万1,000円、18節備品購入費で60万2,000円を減額するものです。なお、組合債を財源とする事業費の減に伴い、財源更正をするものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入について申し上げます。8ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金は、1節市町村負担金で、人件費や事業費の精査等による減額に伴い6,482万3,000円の減額、2節市町村特別負担金は、非常備消防施設費の事業の減額に伴い、白子町、長南町分として、合計409万7,000円の減額とするものでございます。負担金の各費目、市町村別の詳細につきましては30ページに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費補助金は、3,310万6,000円の増額でございます。内訳といたしましては、補助対象事業費の変更等に伴い、1節循環型社会形成推進交付金で3,215万8,000円の増、また、3節二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金で94万8,000円の増額を計上しました。

次に、4款県支出金、1項県補助金、1目消防費補助金は164万円の増額でございます。内訳といたしましては、1節石油貯蔵施設立地対策等交付金で、交付金額の決定により2,000円の減、2節消防防災施設強化事業補助金で、消防団員用活動服等が県補助事業に採択されたことにより170万4,000円の増、3節千葉県地域防災力向上総合支援補助金で、事業費の減額に伴い6万2,000円が減額となったものでございます。

次に、9ページ。

5款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は、1節利子及び配当金で、一般廃棄物処理施設建設基金の預金利子として1万2,000円を計上いたしました。

次に、5款財産収入、2項財産売り払い収入、1目物品売り払い収入、1節物品売り払い収入で、211万5,000円を計上いたしました。常備消防、非常備消防の更新に伴う廃車車両を売却したものでございます。

次に、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、1節前年度繰越金で1億2,950万4,000円を計上いたしました。この歳入により、歳出でご説明いたしました市町村への過年度分負担

金精算還付及び一般廃棄物処理施設建設基金への積み立てをするものでございます。

次に、8款諸収入、3項雑入、1目雑入、1節雑入で3,199万7,000円を計上しました。平成23年度、24年度の千葉県共同無線整備事業の執行において談合があったことの賠償金で、消防救急無線整備工事に係る損害賠償金として2,884万6,000円、非常備消防費の歳出で説明しました中継槽の購入に対し、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業助成金として100万円、平成28年度に千葉県消防学校へ講師として派遣をしていた職員1人分の給与等の精算金として、過年度分消防学校派遣講師精算金で631万1,000円、扶養認定の取り消し等に伴う過年度分の還付金として、給料、手当等返還金で22万2,000円、介護認定審査会と非常備消防施設費の過年度分負担金精算により不足となった茂原市、睦沢町、一宮町、長柄町分の精算金として22万9,000円、汚泥再生処理センター試運転期間の水道使用料金として25万1,000円を計上しました。また、汚泥再生処理センターの当年度試運転期間の減少により、見込みから汚泥再生処理センター試運転期間電気使用料金486万2,000円を減額するものでございます。

次に、9款組合債、1項組合債、1目清掃施設債は、性能発注方式設計の確定による対象経費の確定により1,580万円を、2目消防施設債、1節消防施設整備債で、入札等による事業費の確定等により190万円を、それぞれ減額するものでございます。

次に、4ページにお戻りください。

第2表の繰越明許費でございます。新し尿処理場建設費の汚泥再生処理センター建設工事ですが、建設用地が旧ごみ処理場の跡地であり、地中に地下構造物が埋まっていたため撤去作業を行いました。用地内のガラ及びごみが想像以上に多く、また、発生した土砂を埋め戻しで使用することとしていたため、選別作業に時間がかかったことから4.5カ月のほどの遅延が生じ、工期短縮を目指しておりましたが、当初予定していた平成29年度内の完成が見込めなくなったため、工期を4カ月延長することとし、汚泥再処理センター建設工事費で5億4,318万円、汚泥再生処理センター建設工事施工監理業務委託料で396万4,000円、事業費全体として5億4,714万4,000円を次年度に繰り越すこととなったため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、第3表の債務負担行為補正でございます。事業費の減額に伴い、ごみ焼却施設基幹の整備改良事業に伴う計画書策定業務委託の限度額を、324万1,000円に減額補正するものでございます。

次に5ページ、第4表の地方債補正でございます。記載の限度額を、一般廃棄物処理施設

建設事業で13億6,190万円、消防施設整備事業で2億5,480万円に、それぞれ減額するもの
ございます。

以上、議案第1号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださ
いますようお願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（阿井市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤徹君） 議案第2号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬
場・斎場事業費補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554万円を追加し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ1億5,400万4,000円にしようとするものでございます。

その内容でございますが、見込みによる人件費及び事業費の精査、過年度分の市町負担金
の精算還付の補正をしようとするものでございます。

では、その概要を歳出から申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

初めに、人件費についてですが、今年度の見込みを精査し、給料から共済費までの過不足
分について補正しようとするものです。詳細につきましては、5ページから6ページの給与
費明細書に記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、その他の補正内容ですが、4ページ下段の表をご覧ください。

1款事業費、1項事業費、1目聖苑管理費で、人件費の補正のほか、11節需用費の光熱水
費で、空調機改修の効果等により103万8,000円の減額、15節工事請負費で、執行に伴う差金
として14万2,000円の減額、23節償還金利子及び割引料で、過年度分の市町負担金精算とし

て644万円を3市町に返還しようとするものです。

次に、歳入について申し上げます。上段の表をご覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金は、1節市町村負担金で、事業費の減額に伴い90万円の減額、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金に644万円を計上し、この歳入により、歳出で説明いたしました市町への過年度分負担金精算還付をするものでございます。市町村負担金と負担金精算の各費目、市町別の詳細につきましては、7ページと8ページに記載してございますので、後ほどご覧ください。

以上、議案第2号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 次に、議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

石川水道部長。

○水道部長（石川明君） 議案第3号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、業務の予定量ですが、工場用水量の増加により年間総給水量を16万立方メートル増量し、1,917万9,000立方メートルに改め、1日平均給水量を438立方メートル増量し、5万2,545立方メートルに改めるものです。

次に、第3条、収益的収入及び支出ですが、収入の第1款水道事業収益は3,647万7,000円増額し、補正後の予定額を51億1,440万4,000円にしようとするものです。

その内訳ですが、第1項営業収益は、工場などの大口需要者の使用量増加により給水収益の増加を見込んだことから、1,425万3,000円増額し、40億1,009万3,000円にしようとするものです。

第2項営業外収益は、2,205万5,000円増額し、11億413万9,000円にしようとするものです。5ページをお願いいたします。

この主な増額要因ですが、給水申込納付金は水道の新規申し込み件数の増加によるものでありまして、雑収益については、預かり金として管理しております平成18年度以前の臨時給水保証金について会計処理を行うべく、その方法について顧問弁護士や監査委員にご意見をお伺いし、既に債権が10年を経過していることから、平成27年10月26日に報道発表された千葉県会計処理例や、銀行等の休眠預金処理例に倣い、収益するため計上したものであります。また、昭和55年7月、水道事業を長生郡市広域市町村圏組合の事業として共同処理を開

始したときに引き継いだ家賃収入についても、預かり金として管理していたことから、雑収益に計上したものでございます。

なお、県補助金につきましては、市町村水道総合対策助成要綱に基づく県からの内示により、5.6%減、2,252万7,000円減額しようとするものです。

1ページにお戻りください。

第3項特別利益は、(仮称)茂原長柄スマートインターチェンジ事業にかかわる県道千葉茂原線の交差点改良事業に伴う千葉県への水道用地売却予定代金31万8,304円から、この土地の取得代金を差し引いた利益16万9,000円を増額し、補正後の予定額を17万2,000円にしようとするものです。

次に、支出の第1款水道事業費用ですが、918万8,000円増額し、補正後の予定額を50億2,464万円にしようとするものです。

その内訳ですが、第1項営業費用は、職員数の増加による人件費の増や、配水量の増加を見込んだことによる受水費の増、及び配水管漏水修理の増加による配水施設に係る修繕費などが増となったものの、委託料及び動力費等の減により111万7,000円減額し、47億5,741万5,000円にしようとするものです。

第2項営業外費用は、主に建設改良事業の財源として借り入れた企業債利息の減少により減となったものの、支払い消費税の増により742万2,000円増額し、2億6,433万9,000円にしようとするものです。

第3項の特別損失ですが、平成23年度分の水道料金未収分、延べ621件を不納欠損処分しようとするもので、288万3,000円増額し、補正後の予定額を288万6,000円にしようとするものです。

2ページをお開きください。

次に、資本的収支予算の収入についてですが、第1款資本的収入は、2,002万3,000円減額し、補正後の予定額を7億7,944万5,000円にしようとするものです。

その内訳ですが、第2項負担金は、下水道事業等による受託工事の減少により2,539万9,000円減額し、1億2,354万1,000円にしようとするものです。

第3項雑収入は、先ほど収益的収入でご説明いたしました預かり金で管理していた家賃収入と同じく、水道事業を長生郡市広域市町村圏組合で開始したときに引き継ぎ、以後、預かり金として管理していました工事負担金等を雑収入として計上したことにより、522万9,000円増額し、925万7,000円にしようとするものです。

第4項固定資産売却代金は、先ほど収益的収入にてご説明いたしました県道千葉茂原線の交差点改良事業に伴う土地売買代金31万8,304円のうち、この土地を水道事業用地として取得した当時の支払代金14万7,000円を計上したものでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、1億1,852万1,000円減額し、補正後の予定額を15億3,720万5,000円にしようとするものです。

その内訳ですが、第1項建設改良費は、下水道事業等による受託工事の減少や、配水管布設替え工事等の入札差金が生じたことによるもので、1億1,852万1,000円減額し、8億8,326万7,000円にしようとするものです。

2行目の第4条、資本的収入及び支出ですが、予算第4条本文括弧書きについて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を7億5,776万円に改め、補填財源としては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,647万9,000円、過年度分損益勘定留保資金5億9,227万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億900万4,000円で補填することに改めるものです。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費は、給与改定及び人事異動等により558万4,000円増額し、4億3,378万4,000円にしようとするものです。

以上が平成29年度水道事業会計補正予算（第1号）の説明でございます。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（阿井市郎君） 次に、議案第4号の説明を求めます。

片岡病院事務部長。

○病院事務部長（片岡修君） 議案第4号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条、業務の予定量でございますが、年間患者数は、本年度11月までの実績により、入院患者数を、1日平均12人、年間で4,380人減らし、3万7,230人に変更しようとするものでございます。外来患者数については変更はございません。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、これは5ページに表がございますので、こちらでご説明申し上げます。

まず、1款病院事業収益は、既決予定額から2億5,049万7,000円を減額し、34億7,707万

6,000円にしようとするものでございます。

内訳として、1項医業収益は、既決予定額から2億4,334万5,000円を減額し、27億2,301万2,000円にしようとするものでございます。

うち、1目入院収益は2億5,200万4,000円を減額し16億89万円に、2目外来収益は1,257万円増額し8億2,608万6,000円にしようとするもので、これは、業務予定量の減少及び外来診療単価の増加によるものでございます。

3目その他医業収益は、391万1,000円減額し、1億4,341万6,000円にしようとするもので、特定健診業務の減少による公衆衛生活動収益が減少したことによるものでございます。

2項医業外収益は、715万2,000円を減額し、7億5,406万3,000円にしようとするものです。

うち、1目受取利息配当金は、資金運用による利息により17万9,000円増額し、18万円にしようとするものです。

3目補助金は、千葉県救急基幹センター運営事業等の増額によるもので、276万1,000円増額し、977万円にしようとするものでございます。

4目長期前受金戻入は、固定資産の減価償却費と除却費を収益化したもので、28万7,000円増額し、1億431万3,000円にしようとするものでございます。

5目その他医業外収益は、自動販売機手数料や施設使用料等で、本年度実績により816万8,000円減額し、5,692万2,000円にしようとするものでございます。

6目売店収益は、本年度実績により221万1,000円減額し、2,127万3,000円にしようとするものでございます。

次に、病院事業費用でございますが、1款病院事業費用は3,455万1,000円減額し、36億5,717万6,000円にしようとするものでございます。

1項医業費用は、3,434万5,000円を減額し、36億356万1,000円にしようとするものでございます。

うち、1目給与費は、4,279万4,000円を減額し、23億2,580万7,000円にしようとするもので、主な理由は、医師の異動、職員の減少によるものでございます。

2目材料費は、3,043万1,000円を増額し、5億9,316万6,000円にしようとするもので、薬品費、主に抗がん剤の使用料の増加によるものでございます。

3目経費は、2,199万5,000円を減額し、4億5,441万1,000円にしようとするもので、委託料、賃借料等の減額によるものでございます。

5目資産減耗費は、実績により1万3,000円減額し、537万9,000円にしようとするもので

ございます。

次に、2項医業外費用は、既決予定額から20万6,000円減額し、5,361万4,000円にしようとするもので、2目売店費用及び5目長期前払消費税勘定償却額の減額によるものでございます。

以上の増減により、結果として、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた当期純損益は、税込みではございますが、1億8,010万円の損失となる見込みでございます。

以上が収益的収支でございます。

なお、資本的収入及び支出については、予算の補正はございません。

引き続き、2ページをご覧ください。

次に、第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費について、既決予定額から4,279万4,000円を減額し、23億2,580万7,000円にしようとするものでございます。これは、収益的支出、医業費用の給与費と合致するものでございます。

次に、第5条、棚卸資産購入限度額を5億9,316万6,000円に改めようとするものでございます。これは、収益的支出、医業費用の材料費と合致するものでございます。

以上、雑駁ですが、平成29年度病院事業会計補正予算（1号）についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

まず、議案第1号についての質疑を許します。

4番、中山和夫君。

○4番（中山和夫君） それでは、議案第1号、一般会計の補正予算についてお伺いします。

ページは4ページの第3表、債務負担行為補正についてでございます。

この表を見ますと、約1,000万近く、非常に大きな額が減額になっておりますけれども、この債務負担行為について3点伺います。

まず、1点目は減額になった理由。

2点目は、予算計上額のとときにどのような積算をしたのか。

3点目は、業者の決定方法、いわゆる契約方法。

この3点について伺います。

○議長（阿井市郎君） 当局の答弁を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤徹君） まず、減額の理由でございます。

このごみ焼却施設基幹的設備改良工事というのは、今のごみ焼却場を大規模に改修しまして延命化をすると、そういう事業でございます。予算のほうでご審議いただきますけれども、これから5年間、30年度から5年間かけまして延命化の工事をしまして、15年間長持ちさせるというような事業でございます。

減額の理由は、入札による差金といいますか、入札によりまして設定金額よりも契約金額が大幅に下がったと、そういうものでございます。

予算の計上につきましては、参考見積もりを業者のほうからとりまして、参考見積もりをもとに予算を計上させていただきました。

業者の決定方法につきましては、指名6者の指名競争入札ということで、入札により決定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（阿井市郎君） 再質問ございますか。

4番、中山和夫君。

○4番（中山和夫君） 今の1,000万近くの減額は入札の差金だと、これ、よくわかりました。

ただし、予算計上額は当然、私どもからすれば、一定の基準に基づいて予算計上されたというふうに理解をしておりますし、その経過については、見積もりをとったというようなことですので、この大きな差が、これでいいのかどうかというのは非常に個人的には疑問がございます。

ただ、今後、組合事業、例えば最終処分場等も今後予定されているわけですが、このような同じような経緯というのは出てくるんだと思うんですね。そこで、この対応策として、無論、当局側で十分考えてもらいたいと思いますけれども、例えば最低制限価格の設定とか、そういうものをちゃんと決めた中でやらないと、本当にこの事業の予算計上額が正しいのかどうかというのが我々にはよくわかりませんので、ぜひその辺についてはご検討をお願いしたいと思います。これ、要望です。

○議長（阿井市郎君） 答弁を求めます。

○事務局長（伊藤徹君） 要望ということなので、答弁ではないですけれども、入札の、開札の結果を見ますと、予定額を上回る札から、今回のようなかなり安い札まで、いろいろな金額の札が入っておりました。そういうわけで、今回につきましては、当局側としましては、入札による競争性が発揮されて、こういう金額で発注ができた、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

ただ、このようなこと、これからもまたあると思いますので、十分、入札について検討させていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（阿井市郎君） ほかに質疑ございますか。

なければ質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

続いて、議案第2号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

続いて、議案第3号についての質疑を許します。

14番、大多和秀一議員。

○14番（大多和秀一君） 特別な質疑というわけではないんですけれども、今回、1日の平均給水量あるいは年間の総括の給水量が増えているという一つの要因が、工業用の用水増加というふうにお話がありましたので、差し支えなければ、どの企業なのかということがお教えいただければと思うんですが。

○議長（阿井市郎君） 石川水道部長。

○水道部長（石川明君） ある特定の工場というようなことではないですけれども、全体的に工場用水量が増加しているというようなことでございます。

○議長（阿井市郎君） よろしいですか。

○14番（大多和秀一君） はい。

○議長（阿井市郎君） ほかに質疑ございませんか。

なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

続いて、議案第4号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第1号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の採決をしますが、この採決には組合格約第8条の2が適用されます。

採決をします。議案第2号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

最後に、議案第4号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第5号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算、日程第12、議案第6号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算、日程第13、議案第7号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算、日程第14、議案第8号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認め、この4件を一括議題といたします。

初めに、議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤徹君） 議案第5号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

平成30年度の予算編成に当たりましては、市町村負担金の軽減を念頭に置き、歳入については財源の的確な算定を行い、歳出については費用対効果に十分留意しまして、削減を図りました。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

一般会計予算の議決項目につきましては、予算書の1ページから7ページの第5表、負担金負担割まででございます。

まず、予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ57億465万1,000円に定めようとするものでございます。前年度当初予算と比較して、17億8,153万5,000円、23.8%の減額となりました。

予算の特徴ですが、増額となったものとしては、人事異動及び給与改定等に伴う人件費、汚泥再生処理センター長期包括運營業務委託や、既存し尿処理場の解体工事、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事や、新最終処分場用地建設事業の開始、また、し尿処理施設債の利子、保健センターや消防施設債の元金償還開始による公債費などがあるものの、汚泥再生処理センターや長生分署建設事業が減額となっております。

予算の内容については、別冊の資料として配付しております「平成30年度予算（案）の概

要」によりご説明申し上げます。

概要の4ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明いたします。

1款議会費は207万8,000円を計上いたしました。議員報酬を初めとする議会運営のための経費でございます。前年度と比較して、14万9,000円、6.7%の減額となりました。議会用備品の更新終了により減額となったものでございます。

2款総務費は2億3,269万3,000円を計上いたしました。職員16人分の人件費のほか、総務管理に関する各種経費でございます。前年度と比較して、1,117万7,000円、5.0%の増額となりました。普通財産貸付をしている、老朽化が著しい温水センター浴場棟及びプール棟に係る修繕料や、庁内電話交換機等更新工事等により増額となったものでございます。

3款民生費は、総額で4,150万7,000円を計上いたしました。1項介護認定審査会費は3,578万円を計上いたしました。審査委員報酬及び職員2人分の人件費のほか、審査会開催のための事務執行経費でございます。前年度と比較し、593万3,000円、19.9%の増となりました。介護認定審査会委員報酬で、審査件数の増加を見込み、審査会の開催数が増加することに伴い審査委員報酬が増となったこと、また、介護認定システム借上料は、再リースから全更新となったことで増額となったものでございます。

2項障害支援区分認定審査会費は572万7,000円を計上いたしました。審査委員報酬及び職員1人分の人件費のほか、審査会開催のための事務執行経費でございます。前年度と比較し、146万5,000円、20.4%の減となりました。人事異動に伴う人件費の減によるものでございます。

次に、4款衛生費は、総額で25億3,461万3,000円を計上いたしました。

1項保健衛生費に2億8,356万円を計上いたしました。

1目保健衛生総務費には2億3,688万9,000円を計上いたしました。職員5人分の人件費、待機病院業務委託や休日在宅当番医業務委託のほか、地域医療の整備等に係る経費でございます。前年度と比較して、399万円、1.7%の増となりました。人事異動等による人件費の増により増額となったものでございます。

2目夜間急病診療所費には4,246万2,000円を計上いたしました。夜間急病診療所の医師報酬を初め、看護師賃金等、夜間急病診療所の運営及び維持管理に関する各種経費でございます。前年度と比較して、324万7,000円、7.1%の減となりました。長生郡市保健センター外部排水設備改修工事の終了により減額となったものでございます。

次に、3目温水センター屋外施設費には420万9,000円を計上いたしました。スポーツ運動広場、テニスコート等の維持管理に要する経費でございます。前年度に比較して、8万8,000円、2.0%の減となりました。屋外施設管理業務委託の減額によるものでございます。

2項清掃費でございますが、22億5,105万3,000円を計上いたしました。

1目清掃総務費には1億2,220万3,000円を計上いたしました。職員17人分の人件費のほか、清掃事務執行のための経費でございます。前年度に比較して、546万6,000円、4.7%の増となりました。新最終処分場候補地選定支援業務委託の終了による減額要因がありましたが、し尿処理費に計上していた職員2人分の人件費を組みかえ、平成30年度から始まる新最終処分場建設事業や、汚泥再生処理センターの管理等事務に対応するための人件費により増額となったものでございます。

2目し尿処理費には1億2,549万9,000円を計上いたしました。し尿処理施設の運営及び維持管理に係る各種経費でございます。前年度に比較して、4,546万5,000円、56.8%の増となりました。汚泥再生処理センターが平成30年8月から稼働予定となっていることから、現し尿処理場に係る経費が減となりましたが、汚泥再生処理センター長期包括運營業務委託を計上したことにより増額となったものでございます。

3目可燃物処理費は10億1,165万3,000円を計上いたしました。職員3人分の人件費のほか、可燃物の収集や処理、施設の運転及び維持管理に係る経費でございます。前年度に比較して、2,139万3,000円、2.2%の増となりました。需要費で、焼却飛灰の一部の処理で薬品処理が不要となったことによる薬品費、燃えるごみ専用袋作成の単価が減となったことによる減額要因がありましたが、発電ボイラーや蒸気タービンの法定点検等によるごみ焼却施設総合定期点検業務委託、平成30年度から5年間で計画をしているごみ焼却施設の基幹的設備改良工事、蒸気タービン補修工事等のごみ焼却施設補修工事、また、二酸化炭素消火設備CO₂容器更新工事等の増により増額となったものでございます。

4目不燃物処理費には1億9,906万5,000円を計上いたしました。職員2人分の人件費のほか、不燃物の収集や処理、施設の運転及び維持管理に係る経費でございます。前年度に比較して、535万3,000円、2.8%の増となりました。制御機器の更新等、粗大ごみ焼却施設補修工事により増額となったものでございます。

5目最終処分場費は2億1,944万8,000円を計上いたしました。職員3人分の人件費のほか、エコパーク長生及び佐貫最終処分場の施設の運転及び維持管理や、埋め立て処理に係る各種経費でございます。前年度に比較して、5,661万7,000円、34.8%の増となりました。塩濃縮

装置の結晶缶循環ポンプの購入、RO装置モジュール交換等のエコパーク長生補修工事、佐貫最終処分場のり面工事等により増額となったものでございます。

6目資源化推進費には1億7,533万6,000円を計上いたしました。紙類、瓶等の収集及び瓶・ペットボトル選別処理等に係る各種経費でございます。前年度に比較して、46万5,000円、0.3%の増となりました。缶やペットボトル等の収集用ネット袋の作成単価の上昇による消耗品の増により、増額となったものでございます。

7目新し尿処理場建設費には2億848万2,000円を計上いたしました。既存し尿処理場の解体工事や汚泥再生処理センター竣工式等の各種経費でございます。前年度に比較して、20億4,644万3,000円、90.8%の減となりました。既存のし尿処理場解体工事費の計上による増額要因がありましたが、汚泥再生処理センター建設事業費の減により減額となったものでございます。

8目新最終処分場建設費には1億8,936万6,000円を計上いたしました。平成33年度で埋め立て満了予定のエコパーク長生に代わる最終処分場の建設に係る各種経費です。平成30年度は、建設用地の購入、用地の測量や地質調査、基本設計、生活環境影響調査委託等を計上するものでございます。

9目一般廃棄物処理施設建設基金費は、存目のための予算計上でございます。

次に、5款消防費には、総額で23億6,199万7,000円を計上いたしました。

1目常備消防費は19億8,456万円を計上いたしました。職員240人分の人件費のほか、常備消防の運営に係る各種経費でございます。前年度に比較して7,311万8,000円、3.8%の増となりました。人事異動及び給与改定等による人件費、単価の上昇による燃料費や、車検修繕料等の増により増額となったことによるものでございます。

2目非常備消防費は1億2,415万3,000円を計上いたしました。団員1,491人分の報酬を初め、出場手当等、消防団の運営に係る各種経費でございます。前年度に比較して、540万3,000円、4.5%の増となりました。消防団の組織改革による団員報酬や被服費等、また、消防団用ホースの購入本数の増加により、備品購入費が増となったことにより増額となったものでございます。

次に、3目常備消防施設費は1億709万8,000円を計上いたしました。常備消防施設の整備及び維持管理に係る各種経費でございます。前年度に比較して、2億5,434万4,000円、70.4%の減となりました。ちば消防共同指令センターで情報系システムの部分更新のために負担金が増額となりましたが、支援車Ⅱ型1台の整備や、長生分署建設事業が終了したこと

により減額となったものでございます。

4目非常備消防施設費1億4,618万6,000円は、市町村からの要望に基づく非常備消防施設の維持管理や車両更新、また、消火栓新設及び補修に関する各種経費でございます。前年度に比較して、5,458万7,000円、59.6%の増となりました。消防機庫の建設や車両更新台数の増等により増額となったものでございます。

次に、6款教育費には1,861万9,000円を計上いたしました。視聴覚教材センター費として、職員3人分の人件費のほか、学校教育及び社会教育用DVDの購入など、視聴覚教育に係る各種経費でございます。前年度に比較して、16万円、0.9%の減となりました。

次に、7款公債費には4億9,314万4,000円を計上いたしました。前年度に比較して、4,600万8,000円、10.3%の増となりました。し尿処理施設債で平成29年度借入分の利子、保健センター債、常備及び非常備消防施設債で平成28年度借入分の元金償還の開始等により増額となったものでございます。

次に、8款予備費は、前年同額の2,000万円を計上いたしました。

以上が歳出についての概要でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページにお戻りください。

まず、1款分担金及び負担金は、市町村負担金として42億4,733万6,000円を計上いたしました。前年度に比較して、1,577万9,000円、0.4%の減となりました。その主な要因は、歳入で売却電気料金等の減、歳出で、人事異動や給与改定等による人件費や公債費償還額が増加したことの増額要因がありましたが、汚泥再生処理センター建設事業や長生分署建設事業の終了により減となったことなどによるものでございます。

次に、2款使用料及び手数料は7億9,570万円を計上いたしました。前年度に比較し、127万2,000円、0.2%の増となりました。その主な要因は、一般廃棄物収集処理手数料で、実績により、ごみ処理手数料の処理量をマイナス100トンとし、170万1,000円の減と見込みましたが、し尿処理手数料で処理量をプラス500キロリットルとし、297万円の増と見込んだことなどによるものでございます。

次に、3款国庫支出金には3,203万1,000円を計上いたしました。前年度に比較し、5億3,993万6,000円、94.4%の減となりました。その主な要因は、衛生費及び消防費の補助対象事業費の減によるものでございます。内訳でございますが、新最終処分場建設事業に対する循環型社会形成推進交付金で2,543万7,000円、最終処分場の放流水の放射性物質測定費用に対する廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で18万円、ごみ焼却施設基幹的設備改良事

業に対する二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金で641万3,000円を計上しました。

次に、4款県支出金は2,272万2,000円を計上いたしました。前年度に比較し、990万6,000円、77.3%の増となりました。その主な要因は、消防費の補助対象事業費の増によるものです。内訳でございますが、千葉市、市原市の石油コンビナートに隣接する茂原市、長南町の消防施設整備に対する石油貯蔵施設立地対策等交付金で867万4,000円、消防施設整備等に対する消防防災施設強化事業補助金で1,393万6,000円、消防団員入団促進の広報・啓発に対する千葉県地域防災力向上総合支援補助金で11万2,000円を計上しました。

次に、5款財産収入は1,836万6,000円を計上いたしました。前年度に比較し、8万4,000円、0.5%の減となりました。その主な要因は、平成29年度から農業者研修センター跡地の一部を圏央道スマートインター施工関連業者に貸し付けた増額要因がありましたが、物品売払収入で売却予定車両台数の減により減額を見込んだことによるものです。内訳でございますが、普通財産貸付料として、温水センター浴場棟・プール棟の貸付賃料で1,503万7,000円、大芝区画整理組合内土地貸付賃料で279万5,000円、農業者研修センター跡地貸付賃料ほかで19万2,000円、物品売払収入として、消防用車両の廃車車両売却代で33万円を計上しました。

次に、6款繰入金は、存目のための予算計上でございます。

次に、7款繰越金は、予備費充当分として2,000万円を計上しました。

次に、8款諸収入は1億4,729万5,000円を計上いたしました。前年度に比較して、1,791万4,000円、10.8%の減となりました。その主な要因は、アルミ等の単価上昇により資源化物売却代等で1,125万2,000円の増額を見込みましたが、売電単価の下落により売却電気料金が3,000万円の減額となったことによるものでございます。

次に、9款組合債では4億2,120万円を計上いたしました。前年度に対して、12億1,900万円、74.3%の減となりました。ごみ焼却施設基幹的設備改良事業、し尿処理場解体工事、新最終処分場用地購入、常備及び非常備消防施設整備事業に対し借り入れをするものです。その主な要因は、清掃施設債では、公共施設等除却債、新最終処分場用地購入などにより増額となりましたが、長生分署建設事業や汚泥再生処理センター建設事業の終了により借入額が減額となったものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、予算書をご覧いただきたいと存じます。予算書4ページをお開きください。

4ページをお開きください。第2表、継続費についてご説明申し上げます。

新最終処分場生活環境影響調査業務委託、ちば消防共同指令センター部分更新負担金につ

いて、両事業とも2カ年の継続事業となることから、表のとおり、総額、年度、年割額を定めようとするものでございます。

5ページをご覧ください。第3表、債務負担行為についてご説明申し上げます。

本表は、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業を平成30年度から平成34年度までの5カ年にかけて事業を行うことから、表のとおり、期間、限度額を定めようとするものでございます。ごみ焼却施設基幹的設備改良事業につきましては、平成30年度から平成34年度まで5カ年にかけて、3炉のごみ焼却炉とこれらに関連する共通設備改良を順番に行い、15年間の延命をしようとするものでございます。

6ページをお開きください。第4表、地方債についてご説明申し上げます。

本表は、一般廃棄物処理施設整備事業、公共施設等除却事業、消防施設整備事業について、表のとおり、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めようとするものでございます。

次に、7ページをご覧ください。第5表、負担金負担割につきまして、各費目の負担割合を本表のとおり定めようとするものでございます。

以上、議案第5号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） ご苦勞さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。再開は1時ちょうどといたします。

午前 11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（阿井市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤徹君） 議案第6号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算について、ご説明申し上げます。

予算書の73ページをお開きください。

本案の議決項目につきましては、予算書73ページから75ページ、第2表、負担金負担割まででございます。

予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ1億6,355万5,000円に定めようとするものでございます。前年度当初予算と比較して、1,509万1,000円、10.2%の増となりました。

その内容を、別冊資料の「平成30年度予算（案）の概要」によりご説明申し上げます。10ページをお開きください。

まず、歳出でございますが、下段の目的別の表をご覧ください。

1款事業費に1億6,255万5,000円を計上いたしました。前年度と比較して、1,509万1,000円、10.2%の増となりました。

1目聖苑管理費には1億5,104万4,000円を計上いたしました。職員5人分の人件費のほか、火葬業務委託を始めとする聖苑の管理運営費でございます。前年度に比較して、1,536万2,000円、11.3%の増となりました。平成26年度から計画的に執行している空調機改修工事の効果により光熱水費が減額となりましたが、人事異動及び給与改定等による人件費、老朽化が著しい火葬設備の修繕料や工事費の増により増額となったものでございます。

2目霊柩車管理費には1,151万1,000円を計上いたしました。職員3人分の人件費のほか、霊柩車の維持管理に係る経費でございます。前年度に比較して、27万1,000円、2.3%の減となりました。車両更新に伴い、車検費用が減額となったものでございます。

次に、2款予備費は、前年と同額の100万円を計上いたしました。

以上が歳出の概要でございます。

次に、歳入について、10ページ、上段の表をご覧ください。

1款分担金及び負担金は、市町負担金として1億1,921万8,000円を計上いたしました。前年度に比較して、1,273万2,000円、12.0%の増となりました。歳入面で、実績により、使用料手数料を増額と見込んだことや、歳出面で、空調の運転効率がよくなったことにより光熱水費が減となりましたが、人件費、火葬設備の修繕及び工事費の増により増額となったものでございます。

次に、2款使用料及び手数料には、聖苑使用料、霊柩車使用料等として4,308万6,000円を計上いたしました。実績に基づき、前年度と比較して、237万円、5.8%の増となりました。実績により、聖苑利用者や霊柩車の利用件数を増と見込んだことによるものでございます。

次に、3款繰越金は、予備費充当分として100万円を計上いたしました。

次に、4款諸収入は25万1,000円を計上いたしました。退職手当負担金還付金等でございます。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、予算書75ページをお開きください。

第2表、負担金負担割につきまして、本表のとおり定めようとするものでございます。

以上、議案第6号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 次に、議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

石川水道部長。

○水道部長（石川明君） 議案第7号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算書では95ページから134ページまでとなりますが、「予算（案）の概要」にて説明させていただきますので、12ページをお開きください。

まず、業務量の見込みでございますが、給水戸数は6万2,103戸で、前年度予算に比べ0.6%の増加を見込んでおります。一方、給水人口は14万3,291人と、前年度予算に比べ0.9%の減少を見込んでおります。年間総給水量は、人口減少に伴う家事用使用水量等の減少により1,896万8,000立方メートルで、前年度予算に比べ、5万1,000立方メートル、0.3%の減量を見込んでおります。これにより、1日平均給水量は5万1,967立方メートルとなりました。

次に、経理及び事業の概要ですが、収益的収入及び支出では、第1款の水道事業収益は、前年度予算額に対して、1,240万9,000円、0.2%減の50億6,551万8,000円を計上いたしました。

1項営業収益は、前年度予算額に対して、1,023万3,000円、0.3%減の39億8,551万7,000円で、その内訳として、1目給水収益は、人口減少等による家事用使用水量の減少により、1,031万7,000円減の39億7,066万8,000円を計上いたしました。

2目受託工事収益は前年度と同額の108万円を計上し、3目その他営業収益は、手数料及びその他営業収益として、6,000円減の1,376万9,000円を計上いたしました。

次に、2項営業外収益は、前年度予算額に対して、208万6,000円、0.2%減の10億7,999万8,000円で、その内訳として、2目給水申込納付金は、新規申し込み件数の減少により、293万8,000円減の1億1,399万1,000円を計上いたしました。

3目市町村負担金及び4目県補助金は、高料金対策のためにいただいているもので、前年度と同額の4億290万円を計上いたしました。

5目長期前受金戻入は、補助金、負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分

を収益化したもので、93万5,000円増の1億4,861万6,000円を計上いたしました。

13ページの第1款の水道事業費用は、前年度予算額に対して、1,320万5,000円、0.3%減の50億224万7,000円を計上いたしました。

1項営業費用は、前年度予算額に対して173万7,000円減の47億5,679万5,000円で、その内訳として、1目原水及び浄水費は、632万4,000円減の29億7,964万9,000円を計上いたしました。このうち、九十九里地域水道企業団へ支払う受水費は、使用水量の減少により、75万3,000円減の27億985万円を計上いたしました。

2目配水及び給水費は、252万8,000円減の3億7,785万7,000円を計上いたしました。

3目受託工事費は、配水管や給水管の切損事故等に伴う受託工事として、前年度と同額の108万円を計上いたしました。

4目業務費は、主に水道料金の検針及び集金に係る経費で、458万8,000円減の2億7,562万3,000円を計上いたしました。

5目総係費は、九十九里地域末端給水事業体の事業統合に係る負担金等の減少により、766万2,000円減の1億5,759万2,000円を計上いたしました。

6目減価償却費は、配水管等の有形固定資産を定額法で算出したもので、2,018万7,000円増の9億3,088万1,000円を計上いたしました。

なお、人件費は、正職員52人、非常勤職員7人の、総職員数59人を見込み、総額で186万6,000円増の4億3,006万6,000円を見込みました。

次に、2項営業外費用は、前年度予算額に対して、1,146万8,000円、4.5%減の2億4,544万9,000円で、その内訳として、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、1,116万4,000円減の2億1,596万8,000円を計上いたしました。

2目消費税及び地方消費税は、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた納税額で、30万4,000円減の2,918万円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出では、第1款の資本的収入は、前年度予算額に対して、6,011万3,000円、7.5%増の8億5,958万1,000円を計上いたしました。

1項企業債、1目企業債は、配水管更新工事等の建設改良事業の財源として、前年度予算額に対して、2,530万円、3.9%増の6億7,180万円を計上いたしました。

2項負担金、1目負担金は、前年度予算額に対して、3,398万3,000円、22.8%増の1億8,292万3,000円を計上いたしました。

3 項雑収入、1 目雑入は、負担金工事に係る設計手数料によるもので、前年度予算額に対して、83万円、20.6%増の485万8,000円を計上いたしました。

次に、第1款の資本的支出は、前年度予算額に対して、8,579万7,000円、5.2%増の17億4,152万3,000円を計上いたしました。

1 項建設改良費は、前年度予算額に対して、6,787万円、6.8%増の10億6,965万8,000円で、その内訳として、1 目消火栓工事費は、新設消火栓設置数の減少により、480万円減の1,440万円を計上いたしました。

2 目建設事務費は、職員の異動等により、163万4,000円増の6,217万4,000円を計上いたしました。

3 目原水施設費は、集中監視制御装置更新工事及び取水井修繕工事等で、597万7,000円増の1億508万4,000円を計上いたしました。

4 目配水施設費は、経年管布設替え工事、石綿セメント管更新工事、計装機器更新工事及び加圧ポンプ制御盤改修工事等によるもので、6,420万円増の8億7,417万3,000円を計上いたしました。

5 目営業設備費は、業務用無線機器の更新により、85万9,000円増の1,382万7,000円を計上いたしました。

次に、2 項企業債償還金、1 目企業債償還金は、前年度予算額に対して、1,792万7,000円、2.7%増の6億7,186万5,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8億8,194万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填するものです。

以上が平成30年度水道事業会計予算の説明でございます。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 次に、議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

片岡病院事務部長。

○病院事務部長（片岡修君） 議案第8号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書では137ページからとなりますが、ここでは「平成30年度予算（案）の概要」にて説明させていただきます。「予算（案）の概要」の16ページをご覧ください。

まず、業務量の見込みでございますが、項目2の年間患者数は、入院で、患者数を1日平均6人減の108人、年間では2,190人減の3万9,420人と見込みました。前年度比5.3%の減と

なります。これは、前年度の見込みから確保できなかった常勤医師1名分の業務量の見込みを差し引いたものとなります。外来患者数は、1日平均2人増の370人、年間では488人増の9万280人と見込み、前年度比0.5%の増としました。こちらは、今年度前半の実績及び後半の推計数の合計及び診療日数から算定、設定しました。

次に、病院事業収益及び費用をご説明申し上げます。下段の表をご覧ください。これは税込みとなります。

まず、1款病院事業収益は、前年度当初予算額に対して、755万8,000円、0.2%増の37億3,513万1,000円を計上いたしました。

1項医業収益は、前年度当初予算額に対して、7,772万2,000円、2.6%減の28億8,863万5,000円を計上し、うち、1目入院収益は、前年度当初予算額に対して、1億1,841万4,000円、6.4%減の17億3,448万円を計上いたしました。

2目外来収益は、前年度当初予算額に対して、4,414万4,000円、5.4%増の8億5,766万円を計上いたしました。

3目その他医業収益は、特定健診や人間ドックの収入で、前年度当初予算額に対して、55万8,000円、0.4%増の1億4,788万5,000円を計上いたしました。

4目市町村負担金は、救急医療の確保に要する経費とし、前年度当初予算額に対して、401万円、2.6%減の1億4,861万円を計上いたしました。

次に、2項医業外収益でございますが、前年度当初予算額に対して、8,528万円、11.2%増の8億4,649万5,000円を計上いたしております。

1目受取利息配当金は科目設定でございます。

2目市町村負担金は、企業債利息、高度医療、リハビリテーション、小児医療等に要する経費で、前年度当初予算額に対して、9,339万1,000円、16.6%増の6億5,499万5,000円を計上いたしました。

3目補助金は、県からの救急基幹センター運営費補助金等で、前年度当初予算額に対して、276万1,000円、39.4%増の977万円を計上いたしました。

4目長期前受金戻入は、補助金・負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので、1億262万7,000円を計上いたしました。

5目その他医業外収益は、自動販売機の売り上げや施設使用料等で、前年度当初予算額に対して、728万9,000円、11.2%減の5,780万1,000円を計上いたしました。

6目売店収益は、前年度当初予算額に対して、218万4,000円、9.3%減の2,130万円を計上

いたしました。

次に、3項特別利益、1目その他特別利益は科目設定でございます。

続いて、病院事業費用について説明申し上げますので、17ページの表をご覧ください。

1款病院事業費用は、前年度当初予算額に対して、3,429万8,000円、0.9%増の37億2,602万5,000円を計上いたしました。

1項医業費用は、前年度当初予算額に対して、3,866万2,000円、1.1%増の36億7,656万8,000円を計上し、うち、1目給与費は、医師・看護師等の異動に伴い、前年度当初予算額に対して、1,980万円、0.8%減の23億4,871万1,000円を計上いたしました。

2目材料費は、薬品費及び診療材料費等で、前年度当初予算額に対して、4,526万5,000円、8.0%増の6億800万円を計上いたしました。増額の主な理由は、抗がん剤の使用量の増加を見込んだことによるものでございます。

3目経費は、光熱水費、修繕費、委託料等で、前年度当初予算額に対して、2,121万1,000円、4.5%増の4億9,761万7,000円を計上しました。増額の主な理由は、委託料の増によるものでございます。

4目減価償却費は、有形固定資産を定額法により算出したもので、前年度当初予算額に対して、703万8,000円、3.3%減の2億916万円を計上いたしました。

5目資産減耗費は、前年度当初予算額に対して、88万6,000円、16.5%減の448万円を計上いたしました。

6目研究研修費は、前年度と同額の860万円でございます。

次に、2項医業外費用は、前年度当初予算額に対して、436万4,000円、8.1%減の4,945万6,000円を計上し、うち、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度当初予算額に対して、308万5,000円、21.1%減の1,153万3,000円を、2目売店費用は、前年度当初予算額に対して、74万円、4.3%減の1,656万円を、3目消費税及び地方消費税は、前年度当初予算額に対して、120万8,000円、13.1%増の1,042万5,000円を、5目長期前払消費税勘定償却は、前年度当初予算額に対して、5万2,000円、0.5%増の1,093万6,000円を計上いたしました。

3項特別損失、1目その他特別損失は科目設定でございます。

よって、一番下の表のとおり、経常収支、当期純損益ともに、税込みではありますが、910万6,000円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。18ページをご覧ください。

初めに、資本的支出から説明させていただきます。下段の表をご覧ください。

1 款資本的支出は、前年度当初予算額に対して、3,431万4,000円、9.1%減の3億4,144万4,000円で、うち、1 項建設改良費、1 目資産購入費は、前年度当初予算額に対して、3,500万円、50%減の3,500万円を計上いたしました。これは医療機器整備費用で、関節鏡スコープシステムや手術室の无影灯などの整備を予定しております。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金は、前年度当初予算額に対して、308万6,000円、1.0%増の2億9,804万4,000円を計上いたしました。

3 項投資、1 目その他投資は、看護師の修学資金貸付金で、前年度当初予算額に対して、240万円、22.2%減の840万円を計上いたしました。

次に、資本的収入を説明いたします。上段の表をご覧ください。

1 款資本的収入は、前年度当初予算額に対して、1,611万3,000円、7.4%減の2億134万4,000円を計上いたしました。

1 項市町村負担金、1 目市町村負担金は、企業債元金償還金と建設改良に要する経費として、繰り出し基準に基づく市町村からの負担金で、前年度当初予算額に対して、1,546万3,000円、7.1%減の2億134万4,000円で、その内訳は、企業債償還金に要する1億8,384万4,000円と、建設改良費の医療機器購入に要する1,750万円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億4,010万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものでございます。

以上が平成30年度病院事業会計予算案の概要でございます。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 以上で説明は終わりました。

続いて、質疑に入りますが、ただいま議題となっております議案第5号から議案第8号までの4件につきましては、議会運営委員会の意向を尊重し、質疑終了後、委員会に審査を付託する予定でありますので、詳細についてはその委員会で行うこととし、本議場では総括的な質疑といたします。

まず、議案第5号についての質疑を許します。

14番、大多和秀一君。

○14番（大多和秀一君） 私の質問、本論旨から少し外れてしまう可能性があることを、まずお許しをいただきながら、広域的な観点からどうなんだろうということでお尋ねをしたいと思いますが、ページ数でいいますと36ページになりますけれども、ここの非常備消防費のところに出初式ほかというところの予算でありますけれども、予算どうこうの質問ではあり

ませんが、この1月13日、しっかりとした消防の出初式が行われましたが、このときに出席をさせていただきまして、隣に常泉議員さんがおられたんですけども、使用している会場、茂原市民会館が今年でもう使用が不可になるというような話をされておりました。

その市民会館は、もともと茂原市の施設でありますので、これについては茂原の中で検討されていて、建て替え等も検討されているというようなお話を聞きました。

来年については会場が変更になるのだろうと思っておりますけれども、出勤人員の総数を考えたときに、これに対応できるというところは屋外か、あるいは長生村の文化会館というふうには実際にはなってくると思います。

こういう集客施設、長生郡市を見たときに、実際にあるものは、白子町の青少年センターが固定椅子ですけれども400余というふうになります。それから、長生村の文化会館が700余ぐらいだと思いますけれども、施設があります。あと、睦沢のゆうあい館が300強というふうになりますかね。そんなような固定椅子を持った集客施設、あと、茂原に東部台の文化会館が300余だと思います。残りの長南町や一宮町、それから長柄町については、こういう固定椅子の集客施設はありません。

これから、その先を考えたときに、もし茂原市が文化会館の建て替え等を考えるのであれば、いろんな観点からすると、広域の公共施設との役割というのもぜひ考えていただけないかなというふうに思います。というのは、各市町村の負担金が伴うことになってしまいますけれども、観点からすれば、これからのこういう集客施設というのは、そういう考え方に立って、ぜひとも広域行政で進めていったほうがいいのではないかとというふうに以前から感じていたものですから、管理者及び副管理者のご意見がいただければというふうに思います。

○議長（阿井市郎君） ただいまの質問に対する当局の答弁を求めます。

田中管理者。

○管理者（田中豊彦君） 議員からのご質問で、非常に温かいご質問だと思っております、市のほうからしますとですね。

まずもって来年の、一応どこで考えているのかということなんですが、一つは、茂原市で考えておるのは体育館でございます。それからもう一つは、広域的な考え方からすると、それよりももっときちっとした施設のほうがいいんじゃないかということで、長生の文化会館を使わせていただけないかなと、こういうような思いであります。

それから、市民会館については、広域的に考えたほうがいいんじゃないかというご質問なんですけれども、これは、いろいろな意味合いもありますので、即答できませんけれども、

行政のトップとしては、もちろん先ほど言ったように、ありがたいお言葉ですので、それも踏まえて検討させていただきたいと思っております。今のところ、シンポジウムをこの間開きまして、どういう形にするのか、まだ決めておりませんが、やる、やらないも。前向きに検討していきたいと、こういう答弁をさせていただいておりますので、議員からのこういう話もあったということで、持ち帰って、また検討させていただきたいと思っております。

今日は本当にありがとうございました。

○議長（阿井市郎君） 再質問ございますか。

14番、大多和秀一君。

○14番（大多和秀一君） 多くの圏域住民からの希望でも実際にはありますので、その辺を加味していきながら、ぜひ管理者同士で検討を加えていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

○議長（阿井市郎君） ほかに質疑ございますか。

なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託し、休会中に審査することとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第6号について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託し、休会中に審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なしと認めます。

したがって、議案第6号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第7号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) なければ質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第7号は、企業常任委員会に付託し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議題第7号は企業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議題第8号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第8号は、企業常任委員会に付託し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は企業常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

総務常任委員会の方々は第1研修室へ、企業常任委員会の方々は第2研修室へ、それぞれお集まりください。

会議の再開は1時55分といたします。

午後 1時32分休憩

午後 1時55分再開

○議長(阿井市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開かれ、委員会に付託しました案件について、2月13日午後1時30分から、当組合管理棟において、それぞれ委員会を開催し審議を行う旨、両委員長から通

知がありましたのでご報告をいたします。

次に、日程第15、議案第9号 長生郡市広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤徹君） 議案第9号 長生郡市広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、個人に関する情報で、氏名、生年月日、その他記述等とされているその他の記述等の定義を、法律の改正内容と同様に、「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。」と定めようとするものでございます。

以上、議案第9号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第9号 長生郡市広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

てを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(阿井市郎君) 起立全員。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第10号 長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長(伊藤徹君) 議案第10号 長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、個人情報の定義をより具体化し、新たに個人識別符号を設け、個人情報に該当するか否かを判断できるようにするとともに、また、要配慮個人情報の定義を追加するなど法改正内容と同様に保護対象となる個人情報の明確化を図るものでございます。

以上、議案第10号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(阿井市郎君) 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第10号 長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第11号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤徹君） 議案第11号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、千葉県人事委員会勧告に準拠した一般職職員給与改定及び特定任期付職員給与改定に伴う変更を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

当組合の職員の給与に関しましては、茂原市に準じた給与体系をとっておりますが、茂原市では平成29年第4回定例会において所要の改正がなされたことから、その状況を鑑み、同様に改定をしようとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、議案に別紙資料を添付しておりますので、その資料によりご説明をしたいと存じます。

それでは、資料をご覧ください。

千葉県人事委員会勧告に基づき、1点目は、一般職給料表について、平均0.19%の引き上げを行うとともに、再任用職員及び特定任期付職員給料額の引き上げ改定をしようとするものです。

2点目は、期末勤勉手当について、一般職は、勤勉手当を0.1月分引上げ、年間支給月数を4.3月から4.4月とし、再任用職員は、0.05月引上げ、年間支給月数を2.25月から2.3月とし、特定任期付職員は、0.05月分引上げ、年間支給月数を3.25月から3.3月としようとするものでございます。

以上、議案第11号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第11号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤徹君） 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、非常勤職員または当該非常勤職員の配偶者がその養育する子が1歳6カ月に達する日において育児休業をしている場合にあつて、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合には、当該子が2歳に達する日まで育児休業をすることができるこ

となどの改正をしようとするものでございます。

以上、議案第12号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤徹君） 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、労働安全衛生法の改正により産業医の業務が増加したことから、報酬額を改定するための改正をしようとするものでございます。

当組合では、産業医は非常勤特別職として選任しておりますが、現在の産業医の報酬額は県内他団体と比べ低額であり、また、労働安全衛生法の改正により、メンタルヘルス対策、過労死対策等の多様化する労働者の健康確保対策のため、職場巡視の頻度、ストレスチェックの実施等、産業医の業務が増加したことから、現行の日額1万5,000円から、支給方法を月額に変更し、月額3万円に報酬改定をしようとするものでございます。

以上、議案第13号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第13号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第14号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高山消防長。

○消防長（高山稔治君） 議案第14号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

改正の内容でございますが、消防法の関係で、貯蔵所の設置許可申請に対する審査に関する事務及び特定屋外タンク貯蔵所の保安検査に関する事務について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正内容と同様に、手数料の改正を行うものでございます。

改正後の手数料につきましては、添付してあります新旧対照表を後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第14号についてのご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第14号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第15号 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤徹君） 議案第15号 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、現在建設中の汚泥再生処理センターが完成後、施設稼働開始に伴い、施設名称の改定をしようとするものでございます。

改正の内容につきましては、事項の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第35条の表中、施設名称を「長生郡市広域市町村圏組合環境衛生センターし尿処理場」から「長生郡市広域市町村圏組合汚泥再生処理センター」に改正しようとするものです。

なお、本施設は本年7月末の竣工を予定しており、施設の本稼働を平成30年8月1日の設定としていることから、条例の施行日を同日と定めようとするものでございます。

以上、議案第15号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第15号 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第16号 長生郡市広域市町村圏組合消防団の定員、任免及び給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高山消防長。

○消防長（高山稔治君） 議案第16号 長生郡市広域市町村圏組合消防団の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部の改正について、ご説明申し上げます。

本案は、消防団を中核とした地域防災力充実強化に関する法律第8条に基づき、消防団本部及び支団本部役員を増員し、消防団の管理運用体制及び災害時の指揮命令体制の充実強化を図るため、改正するものでございます。

改正の内容につきましては、資料に条例の新旧対照を付してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

1 ページ目の上段の第7条の2、組織及び階級の表の中で、副団長の階級に新たに団副本部長を、分団長の階級に新たに支団副本部長を設置するものでございます。

さらに、1 ページ目下段から2 ページ目上段の7条の3、役員等の中で、新たに団副本部長を1人、支団副本部長を9人配置し、班長を108人から216人と増員するものでございます。

また、2 ページ目中段に、従来規定しておりました第8条から第11条の服務規律が実情に適していないことから、県内消防団の状況を調査し、現状に適した規定に改正するものでございます。

続きまして、3 ページ目下段の第12条の団員報酬関係でございますが、団副本部長は本部役員として位置づけをいたしますので12万円とし、支団副本部長は支団本部役員として位置づけしますので5万5,000円とするものでございます。

そして、4 ページ目中段、第13条の2、費用弁償ですが、団副本部長は階級副団長になりますので7級とし、支団副本部長は階級分団長になりますので5級とするものでございます。

なお、条例の施行日は平成30年4月1日に設定するものです。

以上、議案第16号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決ください

ますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（阿井市郎君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第16号 長生郡市広域市町村圏組合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第17号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

片岡病院事務部長。

○病院事務部長（片岡修君） 議案第17号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準拠し、常勤の特別職である病院事業管理者の期末手当を改定しようとするものでございます。

具体的な内容でございますが、期末手当の支給率を年間0.1カ月分引き上げようとするも

ので、平成29年度については12月の期末手当を0.1月カ分引き上げ、平成30年度については6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.05カ月分引き上げようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第17号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第18号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

片岡病院事務長。

○病院事務部長（片岡修君） 議案第18号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、定年退職後の医師を特定任期付職員として採用するに当たり、国・県に準拠した手当等の整備をするために、所要の改正を行うものでございます。

具体的内容でございますが、病院事業企業職員の手当の種類に「特定任期付職員業績手当」を加え、また、特定任期付職員への管理職員特別勤務手当の支給についての整備及び任期付職員等の手当の適用除外について規定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第18号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案19号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、7番、吉野繁徳君には暫時退場をお願いいたします。

（吉野繁徳議員暫時退場）

○議長（阿井市郎君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 議案第19号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました阿井市郎氏が平成30年2月8日をもって退任されたことに伴いまして、その後任に組合議員であります吉野繁徳氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

吉野氏は、広域行政に精通され、監査委員に適任であると考えますので、議員各位におかれましては、賛同をお願いする次第でございます。

なお、退任されました阿井氏におかれましては、監査委員として組合運営に多大なるご尽力を賜りましたことに衷心より御礼を申し上げます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（阿井市郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認め、これより採決をいたします。

議案第19号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第19号は原案のとおり同意されました。

ここで、吉野繁徳君の入場を認めます。

（吉野繁徳議員入場）

○議長（阿井市郎君） 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたし

ました。

ここで、監査委員の紹介をいたします。

吉野監査委員よりご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（吉野繁徳君） 議席番号7番の吉野です。

本日はどうも、議員皆様のご賛同を得られまして、まことにありがとうございました。監査委員として全身全霊で務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

以上です。（拍手）

○議長（阿井市郎君） 日程第26、議案第20号 監査委員の選任につき同意を求めることを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 議案第20号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、当組合の識見監査委員であります白井伸夫氏の任期が本年3月31日で満了となることから、引き続き白井伸夫氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

白井氏は、財務事務に精通され、監査委員に適任であると考えておりますので、議員各位におかれましては、賛同をお願いする次第でございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿井市郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。

本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） 異議なしと認め、これより採決をいたします。

議案第20号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを原案のとおり同意するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿井市郎君) 起立全員。

したがって、議案第20号は原案のとおり同意されました。

次に、日程第27、議案第21号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 議案第21号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、当組合の教育委員会委員でございます佐川和弘氏が平成30年3月31日をもって任期満了となることから、その後任に長生村の教育長の木島晃一氏を任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

木島氏は、長年教職や教育行政に携わり、当組合の教育委員に適任と考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長(阿井市郎君) 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) 異議なしと認め、これより採決をいたします。

議案第21号 教育委員の選任につき同意を求めることに原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿井市郎君) 起立全員。

したがって、議案第21号は原案のとおり同意されました。

次に、日程第28、休会の件を議題といたします。

あす10日から25日までは、各常任委員会委員による予算審査並びに報告書作成のため、休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。ご苦労さまでした。

午後 2時34分散会

平成30年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成30年2月26日

1 出席議員

1番	鈴木敏文君	2番	田畑毅君
3番	山田広宣君	4番	中山和夫君
5番	ますだよしお君	7番	吉野繁徳君
8番	鶴野澤一夫君	9番	市原重光君
10番	中村義徳君	11番	阿井市郎君
12番	中村秀美君	13番	板倉正道君
14番	大多和秀一君	15番	月岡清孝君
16番	池沢俊雄君	17番	板倉正勝君
18番	松野唱平君		

2 欠席議員

6番 常泉健一君

3 説明員

管理者	田中豊彦君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	市原武君	副管理者	小高陽一君
副管理者	林和雄君	副管理者	清田勝利君
副管理者	平野貞夫君	病院事業者 病管理業者	桐谷好直君
教育長	内田達也君	事務局長	伊藤徹君
消防長	高山稔治君	水道部長	石川明君
長生病院長 事務部長	片岡修君	事務局次長 (医療民生課長)	関谷英樹君
消防本部次長 (消防本部警防課長)	東條秀明君	水道部次長	大森茂雄君
事務局副参事 (環境衛生課長)	河野良一君	水道部副参事 (水道部管理課長)	渡辺義一君
事務局局長	手塚和夫君	消防本部長	中村光廣君
消防本部長	丸幸夫君	長生病院長	白井康史君
温水センター長	齊藤精一君	環境衛生課長	丸登美夫君
長南聖苑所長	林紀行君	環境衛生センター所長	伊東和彦君
		視聴覚教材センター所長	

会 計 管 理 者 土 屋 勉 君

4 事務局職員

議 事 局 会 長 今 井 孔 才 書 記 秋 葉 正 人
書 記 石 井 雄 亮

議 事 日 程

平成30年2月26日 午後 4時開議

第 1 付託案件の総括審議

第 2 閉会中の所管事務調査申し出の件

○議長（阿井市郎君） 開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

6番、常泉健一君から所用のため欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

午後4時00分開会

○議長（阿井市郎君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員数は17名であります。よって、定足数に達し、会議は成立いたしました。

本日の日程を申し上げます。

日程は、先般お手元に配付してありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

日程第1、付託案件の総括審議を議題といたします。

議案第5号から議案第8号については、それぞれの所管の委員会に審査を付託してありますので、その審査の経過並びに結果について、各委員長より報告を願います。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、月岡清孝君。

○総務常任委員会委員長（月岡清孝君） 総務常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案第5号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算並びに議案第6号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算について、2月13日午後1時30分から、組合管理棟第1研修室において、管理者及び関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果について、ご報告申し上げます。

初めに、管理者に対する総括質疑を行いましたので、審議内容を要約して申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

「消防署の適正配置に関し、今後の消防署のあり方と計画について、管理者としての考えを伺う」との質疑に対し、「組合全体の事業や財政面の問題等を総合的に判断する必要があるが、平成30年度中には方向性を出していきたい」との答弁がありました。

また、特別会計火葬場・斎場事業費予算については、特に質疑はありませんでした。

続いて、事務担当部局に対し、会計ごとに審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

一般会計予算については、歳出から質疑が行われ、1款議会費では、「備品整備は計画的に更新を行っているか」との質疑があり、「必要に応じ、更新や整備を行っている」との答弁がありました。

3款民生費では、「介護認定審査について、認定を、急を要する方の審査は速やかに行わ

れるよう配慮されているのか」との質疑に対し、「それぞれの事情は配慮しており、通常の審査についても、構成市町村と連携をしながら事務処理の短縮化を図っていきたい」との答弁がありました。

また、「介護認定システムを更新する理由についてを伺う」との質疑に対し、「5年リース終了後に1年間再リースで対応していたが、システム構成機器の修理保証が6年で切れることから、経年劣化等によるシステム停止という事態を避けるために更新を行う」との答弁がありました。

4款衛生費では、「可燃ごみ袋は千葉県内で何番目に高額なのか。また、値下げは検討しているのか。している場合の金額等の見込みは」との質疑に対し、「可燃ごみ袋は千葉県内で一番高額で、値下げについては、仮に1枚10円の値下げを行うと約6,000万円の財源不足を生じ、焼却施設等の維持費などの財政面を考慮すると、大変苦慮している。不燃物はごみ袋代のみ、粗大ごみは無料で収集しており、各家庭が負担するごみ処理費を全体として考えると一番高額という状況ではないと思うが、機会を捉えて検討していきたい」との答弁がありました。

また、「最終処分場の用地選定までの経緯と、これからの計画について伺う」との質疑に対し、「新最終処分場候補地選定委員会の研究及び調査により候補地の絞り込みを行い、2月4日に地元説明会を開催した際、地元住民が環境や安全性について危惧していることがうかがえた。早い段階で地元住民の合意が得られないと年度内の予算執行が難しくなるが、まずは誠意を示し、最終処分場について正しく理解していただき、合意までつなげたい」との答弁がありました。

5款消防費では、「消防団幹部を増員することとなった経緯を伺う」との質疑に対し、「出動時の事故等を防ぎ、指揮命令体制を整えるため増員とした」との答弁がありました。歳入については特に質疑がありませんでした。

次に、特別会計火葬場・斎場事業費予算については、歳入歳出一括して質疑が行われ、歳入について、「聖苑利用料や霊柩車使用料を増額とした理由を伺う」との質疑があり、「待合室の改修などにより利用実績が増加したため増額とした」との答弁がありました。

以上が各会計予算で審議された内容であります。

以上の質疑応答を踏まえ、本委員会は、議案第5号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算並びに議案第6号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算は、出席委員全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決ま

た。

平成29年2月26日、総務常任委員会委員長、月岡清孝。

○議長（阿井市郎君） ご苦労さまでした。

次に、企業常任委員会の報告を求めます。

企業常任委員会委員長、大多和秀一君。

○企業常任委員会委員長（大多和秀一君） 企業常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案第7号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算並びに議案第8号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算について、2月13日午後1時30分から、組合管理棟第2・第3研修室において、副管理者である長南町長、白子町長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果について、ご報告を申し上げます。

初めに、水道事業会計予算について申し上げます。

業務量は、給水戸数で前年度比0.6%増の6万2,103戸、給水人口は前年度比0.9%減の14万3,291人、また、年間総給水量は前年度比0.3%減の1,896万8,000立方メートルとなっております。

水道事業収益は、前年度比0.2%、1,240万9,000円減の50億6,551万8,000円となり、主なものは給水収益、市町村負担金等であります。

一方、水道事業費用は、前年度比0.3%、1,320万5,000円減の50億224万7,000円となり、主なものは人件費、委託料、動力費、工事請負費、九十九里地域水道企業団への受水費等となっております。

次に、資本的収入は、前年度比7.5%、6,011万3,000円増の8億5,958万1,000円となり、主なものは企業債、負担金であります。

資本的支出は、前年度比5.2%、8,579万7,000円増の17億4,152万3,000円となり、主なものは建設事務費の人件費、委託料、原水施設費及び配水施設費の工事請負費、企業債償還金等であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億8,194万2,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとされております。

次に、審議内容について、要約して申し上げます。

「有収率が平成28年度末では86.7%と、全国的に見ても低い水準だが、これを当局として

どの水準にしようとするのか」との質疑に対し、「全国平均90%、千葉県平均92%に近づきたいとの思いで配水管布設替えの予算を組ませていただいた」との答弁がありました。

また、「原水の受水費が下がっても、市町村負担金が従前どおりの額でお願いしたいが、当局としての考え方について伺う」との質疑に対し、平野管理者より「市町村負担金によって県の補助金も大きく変わってくるし、広域事業全体でも負担金が多くなってきているので、管理者会議の中でしっかり議論していきたい」との答弁がありました。

次に、「入札の執行方法について」の質疑があり、「基本的には、1億5,000万円を超えるものが一般競争入札、それ以下が制限付き一般競争入札としているが、必要に応じ指名競争入札も行っている。また、認められる範囲のものについては随意契約を行っている」との答弁がありました。

以上が、水道事業会計で審議された内容の一部であります。

次に、病院事業会計予算の概要について申し上げます。

業務予定量は、病床数180床、年間患者数のうち、入院が5.3%減の3万9,420人、外来では0.5%増の9万280人となっています。

病院事業収益は、前年度比0.2%、755万8,000円増の37億3,513万1,000円で、その主なものは、1項1目の入院収益、2目の外来収益等であります。

一方、病院事業費用は、前年度比0.9%、3,429万8,000円増の37億2,602万5,000円で、その主なものは、1項1目の給与費、2目材料費の薬品費・診療材料費、4目減価償却費等であります。

次に、資本的収入は、前年度比7.4%、1,611万3,000円減の2億134万4,000円で、その主なものは1項1目の市町村負担金で、企業債元金償還金及び医療機器購入費であります。

資本的支出は、前年度比9.1%、3,431万4,000円減の3億4,144万4,000円。主なものは、1項1目資産購入費の医療機器等整備で3,500万、2項1目企業債償還金で2億9,804万4,000円となっております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,010万円については、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとされております。

次に、審議内容について、要約して申し上げます。

「前年度と比較し、医師の減により入院患者が減少したとのことだが、外来患者はなぜ増加しているのか」との質疑に対し、「入院は医師の判断等の要素もあるので増減するが、外

来は、総体的に病気になる人の数や高齢者が増えているからではないか」との答弁がありました。

また、「医業収益の市町村負担金が減額で、医業外収益の市町村負担金が増額した理由は」との質疑に対し、「医業収益では救急医療の件数が減少していることにより減額となり、医業外収益では入院患者数の減少等により病院運営に係る経費として増額をさせていただいた」との答弁がありました。

また、「医師給は公立病院として標準的な額か。また、報酬を今以上に上げれば医師も集まるのでは」との質疑に対し、「長生病院の報酬は、公立病院としては標準より若干上の状況。昨年、都内の私立病院と医師派遣の交渉をしたが、報酬についての異論はなく、地理的要件で派遣に至らなかった経緯がある。今の長生病院の報酬なら不満を唱える医師はいないと思う」との答弁がありました。

以上が、病院事業で審議された内容の一部であります。

以上の質疑応答を踏まえ、本委員会は、議案第7号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算並びに議案第8号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算は、出席委員全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

平成30年2月26日、企業常任委員会委員長、大多和秀一。

以上であります。

○議長（阿井市郎君） ご苦労さまでした。

以上で各委員会の報告は終わりました。

ただいまの各委員会の報告に対し、一括して質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿井市郎君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第5号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第5号は、委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算について、委員会の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第6号は委員会の報告のとおり可決されました。

議案第7号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第7号は、委員会報告のとおり可決されました。

議案第8号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（阿井市郎君） 起立全員。

したがって、議案第8号は、委員会報告のとおり可決されました。

日程第2、閉会中の所管事務調査の申し出の件を議題といたします。

先般、総務常任委員会委員長並びに企業常任委員会委員長から、会議規則第140条の規定に基づき、閉会中における所管事務調査研究の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査研究をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（阿井市郎君） 異議ないものと認めます。

したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中に所管事務の調査研究することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたします。

お諮りいたします。

本定例会に係る会議録の調製に当たり、字句、その他細部の調整を要するものについては、会議規則第43条の規定により、議長に一任していただきたいと存じますが、これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿井市郎君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定します。

これをもって、平成30年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時21分閉会